

## 島根県医師国民健康保険組合からのお知らせ

### 1. 令和4年度保険料について

令和4年度保険料は下記のとおりです。

被保険者 区分	(基本保険料)	(国に納める納付金)		月額合計
	基礎賦課額	後期高齢者支 援金等賦課額	介護納付金賦課額 〔介護保険 第2号被保険者(※1)〕	
組合員	32,000円	4,500円	－円 (非該当)	36,500円
			5,000円 (該当)	41,500円
家族	7,000円	4,500円	－円 (非該当)	11,500円
			5,000円 (該当)	16,500円
准組合員	7,500円	4,500円	－円 (非該当)	12,000円
			5,000円 (該当)	17,000円

後期高齢者組合員会費(月額)	2,000円
----------------	--------

※1：介護保険第2号被保険者＝40歳以上65歳未満の方

### 2. 医師国保組合から他の保険に移られた場合は、資格喪失手続きが必要となります！

- ご家族などが就職等により、被用者保険など他の保険に移られた場合は、医師国保組合の喪失手続きが必要となります。(保険者変更の手続きは自動的に行われません。)

[提出いただく書類]

- (様式第2号-2)国民健康保険被保険者資格喪失届
- 被用者保険の被保険者証の写し(喪失日を確認するために必要です)
- 医師国保組合の被保険者証

- 進学により遠隔地に居住する場合は、「国民健康保険法第116条該当届(様式第3号)」の提出をお願いいたします。

[提出いただく書類]

- (様式第3号)国民健康保険法第116条「該当・非該当」届
- 該当届の場合は「在学証明書(写)」又は「学生証(写)」

\* 各種申請様式は、医師国保組合または本組合HPからお取り寄せ下さい。

### 3. 性別表記の廃止について

令和4年3月31日厚生労働省発「保発0331第4号 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について(通知)」により、下記当該様式中の「性別欄」を削除することと致しました。

※令和4年度第1回理事会(令和4年4月27日開催)にて承認決定

- 国民健康保険高齢受給者証
- 国民健康保険特定疾病療養受療証
- 国民健康保険限度額適用認定証
- 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

#### 4. 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

～まずは医師国保組合事務局にご照会ください～

本組合では、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等での症状で感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することが出来なかった期間について傷病手当金を支給致します。(組合規約第16条の2)

適用となる期間は、令和2年1月1日から令和4年6月30日までの間です。

本傷病手当金の支給を受けるためには申請が必要となります。申請方法並びに申請様式の請求や記入方法など、ご不明な点は医師国保組合事務局までお知らせください。申請様式は組合HPにも掲載しております。

#### 5. 第三者行為による交通事故などでの治療費について

～第三者行為による負傷・病気などで医療機関に受診された場合は、

医師国保組合までご連絡をお願いします！～

交通事故など第三者(自分以外の人など)による行為で負傷したり病気になった場合は、被保険者証を使って治療を受けることができます。

しかし、この場合の治療費は本来加害者が負担すべきものですので、一時的に医師国保組合が立て替え払いをし、後日、加害者に治療費を請求することになります。(被害者が自己負担分を立て替え払いされることも考えられます。) 必ずお早めに医師国保組合にご連絡をお願いします。

〔注意事項〕

- ・ 示談：医師国保組合に届け出る前に加害者と示談を結んでしまうと、その内容によって医師国保組合が加害者に対する請求権を失ってしまう場合があります。示談を結ぶ前に必ず医師国保組合へご連絡ください。
- ・ 労災保険：業務中や通勤中の事故などが原因の場合は、労災保険の対象となり医師国保組合の被保険者証では受診はできません。(勤務先の事業所によっては労災保険の対象にならないこともあります。)

～ 保険加入、保険給付、各種健診費用助成等どんなことでもお気軽にお問い合わせください ～

島根県医師国民健康保険組合    Tel : 0852-26-3100    URL : <https://shimane-ikokuho.or.jp>